

# 令和5年（2023年）度行政評価シート

令和5年8月3日

評価者	都市景観部長 古賀久貴
-----	-------------

## ○ 施策の概要

総合計画上の位置付け	分野 3-(1) みどり	施策の方針	3-(1)-①緑の保全等
目標とするまちの姿	緑地が良好に維持されることで、その機能が十分に発揮され、快適で災害に強い都市環境が保全されています。市街地の緑を維持管理する担い手の育成が継続的に行われ、市民の自発的な活動が活発に行われています。		
主な取組	<p>(1) 緑の保全・質の充実                  国・県と協力しながら広域的な緑地保全を推進します。また、良好な緑地環境を維持するために市が保有する緑地の活用方策を検討するとともに、民有緑地の所有者への支援と維持管理の担い手の育成を継続し、緑の質の充実に努めます。</p> <p>(2) 市民が主体となる緑化への支援                  まち並みのみどりの奨励事業をはじめとして、市民の自発的な活動を支援し、市民が主体となる市街地における緑化活動を推進します。</p>		

### 1. 前年度(評価対象年度)の当該施策の目標

#### 都市景観部

- ・ 緑政審議会の意見も聴きながら、緑の基本計画の進行管理書である「鎌倉市のみどり(令和4年度版)」をまとめ、広く公表する。また、緑の基本計画に基づき、(仮称)植木特別緑地保全地区の指定に向けた資料の取りまとめ及び地権者との調整を実施する。
- ・ 鎌倉近郊緑地特別保全地区内で、都市緑地法に基づく買入れ申出を受けている土地を買い入れる。
- ・ 緑化啓発業務では、緑のレンジャー講座により、緑地の維持管理の担い手育成に努める。
- ・ 保存樹木等奨励金の交付や民有緑地維持管理助成事業など、民有緑地所有者への支援を継続する。また、緑地保全基金は、ふるさと寄附金制度とも連携しながら、従前から実施してきた広報を継続し、寄附金の増加に努める。
- ・ 引き続き、(公財)鎌倉風致保存会の運営を補助し、同会の活動の充実を図ることで、トラスト団体との連携による緑地保全を進める。

### 2. 投入コスト

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	160,975	133,384	159,104			
人件費	62,116	64,381	56,860			
総事業費	223,091	197,765	215,964	0	0	0

### 3. 施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果

重点事業	整理番号	事業名	法定受託事務	事業費(千円)	人件費(千円)	総事業費(千円)	事業評価	貢献度	最終評価
	都景-09	緑政運営事業		911	12,913	13,824	現状維持	A	現状維持
	都景-10	緑地取得事業		40,096	7,596	47,692	現状維持	A	現状維持
	都景-11	緑化啓発事業		1,794	10,634	12,428	拡充	A	拡充
	都景-12	緑地保全事業		72,698	15,952	88,650	拡充	A	拡充
	都景-13	風致保存会助成事業		23,022	1,519	24,541	現状維持	A	現状維持
	都景-14	樹林維持管理事業		20,583	8,246	28,829	改善・変更	A	現状維持

#### 4. 評価対象年度の主な実施内容

##### 都市景観部

- ・ 緑政審議会を開催し、審議会の意見も聴きながら緑の基本計画の進行管理を担う「鎌倉市のみどり(令和4年度版)」をまとめた。また、(仮称)植木特別緑地保全地区の、指定に向けた事務を進めた。
- ・ 都市緑地法に基づき、買入れ申出を受けている土地の一部(約0.8ヘクタール)を買入れた。
- ・ 緑のレンジャーの講座の開催を通して、市民ボランティアの育成に努めた。
- ・ 樹林管理事業や保存樹木等奨励金、民有緑地維持管理助成金を交付し、民有緑地所有者の支援に努めた。また、ふるさと寄附金制度とも連携しながら緑地保全基金への寄附金の増加に努めた。
- ・ (公財)鎌倉風致保存会運営補助費を交付し、同会の活動を支援した。

##### ※実施できなかった事業とその理由

#### ※ 前年度外部評価における提言・質問に対する回答

提言・質問	回答
世界の緑化先進国から学び、質の向上を図るべきである。	<p>本市では、近年においては市域の緑の量に大きな変化はなく、重要性の高い緑は各種の緑地保全制度を指定することによって保全されています。一方、樹林地の多くでは、伐採や枝払い等の管理頻度が低下したことで土砂災害や倒木などの危険性が高まっていること、生物多様性保全の機能の低下などが課題となっています。</p> <p>こうしたことから、令和4年3月に改定した鎌倉市緑の基本計画では、世界的な考え方として主流になりつつある「グリーンインフラ」の概念を踏まえ、自然環境が有する多様な機能を活用して、様々な社会課題を解決し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めることを、めざす緑の方向性としています。</p> <p>今後、様々な機会を活用し、国内外における情報を捉えた上で、緑の施策等に反映していきたいと考えています。</p>
「良好な緑地環境」のために、「緑の質」にもこだわるような方針を立てるべきである。	<p>令和4年3月に改定した鎌倉市緑の基本計画では、「緑の質の向上-災害に強い安全なまちづくりと環境負荷の低減を目指して-」をリーディング・プロジェクトに位置付け、災害に強い安全なまちづくりや環境負荷の低減のほか、生物多様性の保全や景観の形成に寄与する質の高い緑の保全に向けて、全市的な緑の維持管理を推進することを取組の方針としています。</p>
緑豊かな鎌倉市では、維持管理コストは永久的にかかるものであるため、今後も継続的にどのような考えでコストをかけていくかについて考えていくべきである。	<p>令和4年3月に改定した鎌倉市緑の基本計画では、「緑の質の向上-災害に強い安全なまちづくりと環境負荷の低減を目指して-」をリーディング・プロジェクトに位置付け、質の高い緑の保全に向けた、全市的な緑の維持管理の推進を取組の方針としています。</p> <p>具体的な事業としては、市が所有する緑地については、「鎌倉市緑地維持管理計画」に沿って、計画的な維持管理を行います。</p> <p>また、私有緑地については、土地所有者が行う緑地の維持管理活動に対して助成を行う「民有緑地維持管理助成事業」を令和3年度から開始しました。なお、この事業の財源については、令和元年度に国の制度として創設された森林環境譲与税を活用しています。</p>

<p>危険木や老木の撤去、台風による倒木など、緑地であっても有効な緑が失われている場所も見受けらる。積極的にそのような場所に植樹するなど、緑の密度を維持するような手段も、数十年後のために推進すべきである。</p>	<p>市民等が身近な森林と共存していくために、市域の森林が持つ特徴や活用目的に応じて整備を進める方法を「鎌倉市森林の整備方針」に示しています。この方針の中では、伐採後の樹林地の回復は、周囲からの植物の自然な侵入に任せる天然更新という方法を推奨しています。</p> <p>また、平成21年度から継続している確保緑地の適正整備事業では、伐採跡地の一部に植樹をし、生育状況をモニタリングしています。これまでのモニタリングでは、下草刈りを定期的に行い生育環境を保つことで、植栽木の良好な生長を確認しています。</p> <p>今後は、樹林地の状況やモニタリングの結果などを「鎌倉市森林の整備方針」に反映させ、将来の良好な森林づくりを目指していきたいと考えています。</p>
<p>「緑の質の向上」とはいったいどういう事か、具体的なビジョンを市民に向けて示すべきである。</p>	<p>鎌倉市緑の基本計画の中では、本市における7項目の緑の機能として、「歴史文化を守る緑」「安全安心をもたらす緑」「環境負荷を和らげる緑」「生き物を育む緑」「交流とふれあいを広げる緑」「美しい景観をつくる緑」「暮らしを支え豊かにする緑」を掲げています。同計画の中では、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」を基本理念として将来都市像を掲げており、計画実現のため、リーディング・プロジェクトの一つに「緑の質の向上」を位置付け、緑の7つの機能が最大限発揮されることにより緑の将来都市像の実現に繋がるものと考えています。</p> <p>鎌倉市緑の基本計画は有償頒布のほか、市のホームページや鎌倉駅地下道ギャラリー50を活用したパネル展示で周知を図っているところです。今後も、SNSの活用、市民向け講座などの機会を捉え、積極的に情報発信を行っていききたいと考えています。</p>
<p>防災分野と連携した対策を行うべきである。それにあたっては、改訂された緑の基本計画に防災機能としての緑地の役割が盛り込まれていることを踏まえ、「緑の保全」という施策において市民防災部との連携が進むと、効率的・効果的に事業が進むと思われる。</p>	<p>安全安心をもたらす緑の機能として、身近な公園や緑地が津波・洪水からの避難場所となること、まとまった植栽や空地の存在により、市街地の延焼が防止されることなどがあります。一方で、市街地の住宅地等に隣接する急峻な斜面樹林地の多くは、伐採・枝払い・下草刈り等の管理頻度が低下したことで枯損木の発生、樹木の径径化が進み、土砂災害や倒木などの危険性が高まっています。</p> <p>こうしたことから、「安全安心をもたらす緑」を含めた緑の機能に関する市民等に対する情報提供や、緑の保全や維持管理に関する助成事業及び支援策の周知などについて、市民防災部と連携しながら進めていきたいと考えています。</p>
<p>自然資本の有する防災機能の評価から、適切な予算等が割り当てられるべきである。</p>	<p>令和4年3月に改定した鎌倉市緑の基本計画では、「緑の質の向上-災害に強い安全なまちづくりと環境負荷の低減を目指して-」をリーディング・プロジェクトに位置付け、「①土地所有者の維持管理支援の強化」「②間伐などの積極的な手入れによる緑の機能の向上」「③質の高い緑地空間の創出」を進めるための制度や事業を推進することとしています。</p> <p>緑地や公園が有する防災機能を高めるため、緑の質の向上を目指した各事業推進のための予算計上を要望していきたいと考えています。</p>

<p>緑化啓発事業については、緑のレンジャーシニア講座の実施や修了者団体との連携などの具体的なよい事業についても積極的にアピールすべきである。</p>	<p>→ 令和4年3月に改定した鎌倉市緑の基本計画では、「多様な連携と資源の利活用 ー共生の実現ー」をリーディング・プロジェクトに位置付け、市民や事業者などの多様な主体が様々な形で参加できる取組を推進することを、取組の方針としています。</p> <p>緑のレンジャー(シニア及び修了者)の活動については、(公財)鎌倉市公園協会とも連携しながら、市有緑地や公園、史跡などにおいて緑の維持管理活動を行っているところです。活動状況については、これまで、鎌倉駅地下道ギャラリー50を活用しパネル展示を行っており、今後も同様な展示を継続して実施すると共に、ホームページやSNSを活用し、積極的に情報発信を行っていきたくと考えています。</p>
<p>NPOなどの市民活動に対して市が実施していることを積極的にアピールすべきである。それによって、さらに多くの市民が参加し、市民自らが緑地を維持する機運が高まることを期待する。</p>	<p>→ 令和4年3月に改定した鎌倉市緑の基本計画では、「多様な連携と資源の利活用 ー共生の実現ー」をリーディング・プロジェクトに位置付け、市民や事業者などの多様な主体が様々な形で参加できる取組を推進することを、取組の方針としています。</p> <p>緑のレンジャー(シニア及び修了者)や(公財)鎌倉風致保存会などの活動については、鎌倉駅地下道ギャラリー50を活用しパネル展示を行っているところです。今後も、同様な展示を継続して実施すると共に、ホームページやSNSを活用し、積極的に情報発信を行っていきたくと考えています。</p>
<p>緑化啓発事業の緑のレンジャーシニア講座の実施や修了者団体との連携の具体的な内容と、その効果はどのようなものか。</p>	<p>→ 緑のレンジャーシニア講座では、森林の働きについての基礎的な知識と森林の維持管理に関する技術について、総合的に習得する講座です。講座を修了した方の一部は、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーをはじめとした既存ボランティア団体等の一員などとして、市有緑地や公園、史跡などにおいて緑の維持管理活動を行っています。</p> <p>NPO法人鎌倉みどりのレンジャーは、緑の維持管理ボランティア活動を継続して行っており、これまでの活動に対し、令和3年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰を受賞しています。</p> <p>同法人の活動状況については、鎌倉市や(公財)鎌倉市公園協会と連携した市有緑地、公園、史跡などにおける緑の維持管理の他、樹木の調査や自治町内会に対する活動支援など多岐に亘ることを確認しており、緑のレンジャー制度の事業効果は大きいものと認識しています。</p>

## 5. 成果指標

<p>成果指標①</p>	<p>豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに市民がみどりとふれあえるよう積極的な活用を図っていると思う市民の割合 (鎌倉市SDGs未来都市計画 指標)</p>					<p>出典</p>	<p>市民アンケート調査</p>			
<p>初期値</p>	<p>令和2年1月</p>	<p>年次</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>単位</p>	<p>備考</p>
<p>78.4</p>	<p>目標値</p>	<p>80.0</p>	<p>80.0</p>	<p>80.0</p>	<p>80.0</p>	<p>80.0</p>	<p>80.0</p>	<p>80.0</p>	<p>%</p>	
	<p>実績値</p>	<p>未実施</p>	<p>84.5</p>	<p>86.4</p>					<p>%</p>	
	<p>達成率</p>	<p>—</p>	<p>105.6%</p>	<p>108.0%</p>					<p>%</p>	

<b>成果指標②</b>		歴史的風土特別保存地区・近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区の指定など、法制度により保全を担保した緑地のCO2吸収量					<b>出典</b>		低炭素まちづくり実践ハンドブック(国土交通省)、鎌倉市のみどり		
初期値	平成31年度	<b>年次</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	<b>単位</b>	<b>備考</b>	
	1,161.2	<b>目標値</b>	1,161.2	1,161.2	1,161.2	1,161.2	1,161.2	1,168.7	t-CO <sub>2</sub> /ha・年		
		<b>実績値</b>	1,161.2	1,161.2	1,161.2						
		<b>達成率</b>	100.0%	100.0%	100.0%						%
<b>成果指標③</b>		特別緑地保全地区指定面積					<b>出典</b>		鎌倉市のみどり		
初期値	平成30年6月	<b>年次</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	<b>単位</b>	<b>備考</b>	
	49.4	<b>目標値</b>	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	53.2	ha		
		<b>実績値</b>	49.4	49.4	49.4						
		<b>達成率</b>	100.0%	100.0%	100.0%						%
<b>成果指標④</b>		緑地保全契約の面積(鎌倉市SDGs未来都市計画 指標)					<b>出典</b>		鎌倉市のみどり		
初期値	平成30年度	<b>年次</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	<b>単位</b>	<b>備考</b>	
	53.0	<b>目標値</b>	53.2	53.4	53.6	53.8	54.0	54.2	ha		
		<b>実績値</b>	51.8	48.3	48.2						
		<b>達成率</b>	97.4%	90.4%	89.9%						%

## 6. 「施策の方針の成果指標」の達成状況等を踏まえた施策の達成状況の分析

### 都市景観部

- ・歴史的風土特別保存地区や特別緑地保全地区など、地域制緑地の拡大指定等については、令和4年3月の緑の基本計画の改定後から令和7年度の目標値増に向け、事務を進めている。このため、初期値からの変動は無く達成率も100%となっている。
- ・緑地保全契約の面積については、契約者が山崎・台峯緑地の整備に伴う用地買収に応じたことから減少したものもある。買収した土地については引き続き保全が担保される。目標値には達していないものの、緑地保全契約者数は前年度から概ね継続することができている。

## 7. 主な実施内容と施策の達成状況の分析を踏まえた評価

※主な実施内容と目標とするまちの姿の関係(達成状況とその理由)

「施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果」における貢献度の分析

### 都市景観部

- ・緑の基本計画の適切な進行管理を行い、計画に基づいた地域制緑地の指定に向けた作業を実施することにより、快適で災害に強い都市環境の保全に寄与した。
- ・県により指定されている近郊緑地特別保全地区内での土地の買入れは、国・県との適正な役割分担により、予算の一部に国庫補助を充て取組を進め、緑地の良好な維持につながった。
- ・多くの市民に緑の知識を普及することにより、市民の自発的な緑に関する活動を促し、緑を維持管理する担い手の育成につながった。
- ・民有緑地所有者への支援を継続することにより、民有緑地の保全及び適切な管理が行われた。また、緑地保全基金が充実することで、緑地保全施策の財源の一部に充てることできた。
- ・(公財)鎌倉風致保存会の活動の充実を図ることで、市民の自発的な緑に関する活動が活発に行われ、緑地の質が高まった。

## 8. 今後の方向性

### 都市景観部

- ・ 歴史的風土特別保存地区や特別緑地保全地区など、地域制緑地の拡大指定等については、令和4年3月に改定した緑の基本計画に沿って事務を進めていく。
- ・ 緑地保全契約については、土地所有者の意向に沿って新規契約に応じていくこととする。一方で、緑地の所有者に対する維持管理の支援制度である保存樹木等奨励金、緑地保全契約奨励金について、将来的には廃止し、民有緑地維持管理助成事業に統合することを検討していく。
- ・ 樹林管理事業は民有緑地維持管理助成事業の実施状況を踏まえ、将来的な統合を見据えた検討をしていく。

## 9. 今年度(評価年度)の目標

### 都市景観部

- ・ 緑政審議会の意見も聴きながら、緑の基本計画の進行管理書である「鎌倉市のみどり(令和5年度版)」をまとめ、広く公表する。また、緑の基本計画(令和4年3月改定)に基づき、(仮称)植木特別緑地保全地区の指定に向け、土地所有者との調整や区域の精査、都市計画決定図書(素案)の作成を進める。
- ・ 緑化啓発業務では、緑のレンジャー講座及び緑の学校などにより、緑地の維持管理の担い手育成や緑の知識の普及に努める。
- ・ 保存樹木等奨励金の交付や民有緑地維持管理助成事業など、民有緑地所有者への支援を継続する。また、緑地保全基金は、ふるさと寄附金制度とも連携しながら、従前から実施してきた広報を継続し、寄附金の増加に努める。
- ・ 引き続き、(公財)鎌倉風致保存会の運営を補助し、同会の活動の充実を図ることで、トラスト団体との連携による緑地保全を進める。